

令和 年 月 日

保護者等 様

学校長

新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書

学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準は次のとおりです。

<新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準>

発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで

新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。回復後、登校再開にあたっては、保護者が「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し、学校へ添付資料とともに提出をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たす必要があります。

新型コロナウイルス感染症における療養報告書は、高崎ビューティモード専門学校のホームページの「訪問者別⇒保護者の方へ」から「療養報告書」がダウンロードできます。

※以下保護者等記入（別紙に添付資料：領収書・レシート・薬の処方箋・検査キット判定の写真等）

学校長 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

年 クラス 番 氏名 _____

1 受 診 (自己検査の場合 は記入扶養)	(1) 診 断 日	令和 年 月 日
	(2) 医療機関名	

2 療 養	(1) 発 症 日 (※1) (無症状の場合は検体採取日)	令和 年 月 日
	(2) 症状軽快日 (※2) (無症状の場合は記入不要)	令和 年 月 日
	(3) 登校再開日 (※3)	令和 年 月 日

※1 発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

※3 登校再開は、発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目とし、翌日から数えて5日を経過しつつ、症状軽快日を0日目として1日を経過していること。

※ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の出席停止基準を満たすこと。

（インフルエンザの出席停止期間の基準：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで）

上記のとおり相違ありません

令和 年 月 日 保護者等氏名 _____

※医療機関に通院をした際の受診等が「証明ができる」解るものを添付してください。

(領収書・レシート・薬の処方箋・検査キット判定の写真等など、1つをコピーしたモノ)

※添付した資料の返還はありません。

